

伊達市告示第109号

伊達市農業生産資材等価格高騰対策事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年6月5日

伊達市長 須田 博行

伊達市農業生産資材等価格高騰対策事業補助金交付要綱

(以下別紙)

伊達市農業生産資材等価格高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が長期化する中で、燃料、資材等の価格の高騰に伴い営農に支障が生じている農業者に対し、予算の範囲内において伊達市農業生産資材等価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「税申告」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第74条による確定申告、所得税法（昭和40年法律第33号）第120条による確定所得申告及び地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2による市町村民税の申告をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる農業者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する農家又は市内に主たる事業所を有する農業法人であること。
- (2) 令和7年分税申告をしたものであること。
- (3) 令和7年分の農業販売額が50万円以上であること。
- (4) 今後も営農を継続する見込みがあること。

(補助対象経費及び交付額等)

第4条 補助対象経費は、令和7年分税申告の農業経費として申告した肥料費、飼料費、農薬衛生費、諸材料費及び動力光熱費とする。

2 補助金の交付額は、次の計算式により算出した額とする。ただし、交付上限額は3万円とする。

補助対象経費の合計額 ÷ 1.1（消費税控除） × 0.2（物価高騰上昇率） × 0.5（市補助割合） = 補助額（交付上限額3万円）

3 前項の規定により算出した交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助対象経費には、消費税及び消費税相当額は含まないものとする。

5 この要綱による補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請は、農業生産資材等価格高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「補助金交付申請

書」という。)によるものとし、令和8年7月31日までに行わなければならない。

2 規則第5条第3号の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 令和7年分税申告に係る書類(所得税青色申告決算書(農業所得用)の写し、収支内訳書(農業所得用)の写し等)

(2) 振込口座の通帳の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、交付するものと決定したときは、農業生産資材等価格高騰対策事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)により、交付しないものと決定したときは、農業生産資材等価格高騰対策事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付決定された補助金に係る第7条の規定の適用については、同日後においても、なお効力を有する。

農業生産資材等価格高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書

伊達市長

申請日 年 月 日

伊達市農業生産資材等価格高騰対策事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請及び請求します。

申請者情報	〒	生年月日
	住所	大正 ・ 昭和 ・ 平成
		年 月 日
	氏名	電話番号（携帯可）
TEL() -		

1 農業販売金額(50万円以上であること)	円
-----------------------	---

2 令和7年の経費区分及び金額					
肥料費	(A)	円	諸材料費	(D)	円
飼料費	(B)	円	動力光熱費	(E)	円
農薬衛生費	(C)	円	合計欄(A+B+C+D+E)	(F)	円

① 補助額計算

上記合計額(F)	消費税控除	物価高騰上昇率	市補助割合	補助額(G)
円	÷1.1	×0.2	×0.5	= 円

※上記（G）を千円未満切り捨てた金額を記入してください。
 ※交付金額3万円を超えた場合は3万円と記入してください。

3 申請額	円
-------	---

4 振込口座情報（※必ず記入してください）					
金融機関名	JAの口座の場合	<input type="checkbox"/>	ふくしま未来農業協同組合	支店	
	JA以外の 場合自筆		銀行・信金 信組・労金	記号 (ゆうちょの場合)	
口座種別	普通	当座			
口座番号					
口座名義人	(カタカナ)				

※必ず通帳の写し（通帳を開いて見開き1ページ目）を添付してください。

第 号
年 月 日

様

伊達市長

農業生産資材等価格高騰対策事業補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊達市農業生産資材等価格高騰対策事業補助金について、次のとおり交付決定し、確定しましたので通知します。

交付決定・確定額 金 _____ 円

第 号
年 月 日

様

伊達市長

農業生産資材等価格高騰対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊達市農業生産資材等価格高騰対策事業補助金について、次のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

- 1 交付申請額 金 _____ 円
- 2 不交付の理由